

第 2 8 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和元年 1 1 月 1 3 日開会

令和元年 1 1 月 1 3 日閉会

米沢市農業委員会

令和元年11月13日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第28回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員(17名)

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
2番 小関善隆 委員	10番 古畑功一 委員	18番 鈴木晃子 委員
3番 江口益美 委員	11番 高橋秀治 委員	19番 田代昇一 委員
4番 遠藤伊一 委員	12番 菅野英一郎 委員	
5番 樋渡由美 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	
8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員	

欠席通告委員(1名)

17番 大野澤進 委員

遅刻通告委員(1名)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀 也
農地 主 査	相田 悦 志
主 査	永 峯 明 美
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 事	須 貝 祐 太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第5号 | 相続税納税猶予に関する農業経営証明について          |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 ただいまから第28回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。  
初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、9番 上村委員のご発  
声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 置農委の会長と局長の研修会ということで、茨城県のほうに行かせてもらい  
ました。そこで、企業の新規参入ということで、イオングループの農場を研修  
させてもらってきたわけですが、今では全国で20農場あって、250ヘクタ  
ールぐらい今作っているということで、我々が見てきた茨城県の牛久農場につ  
いては、ハクサイと、何菜といったっけ、それを中心に作っておって、6名の  
社員と50名のパートということで経営をやっているようでした。

そして、この農業をするというときに、人を確保するのにどうしたかという  
と、全国のイオンの社員に募集をかけたら、20人採用するのに200名の応募  
があったということで、農業に対して30歳以下の若い人たちが手を挙げた  
ということで、すごい競争率で農場に採用されたということです。その中で、  
四、五人が独立して、自分で新規参入して農家になった人もいるということで、  
かなり今はそういったことで若い人たちが、農業参入ということで興味があっ  
て手を挙げて、そういった農場に行ったり、あとみずから新規参入になったと  
いうお話を聞いてきて、こっちのほうにもそういったことで新規参入してもら  
いたいもんだなと思ってきたところでもあります。

あと次の日は、皆さんも多分行かれた方もおと思いますが、イセキの開発  
場というか、新しいそういった技術開発センターを見せていただいて、最先端  
のAIの自動運転のトラクターとか、そういったコンバインの収量だの品質だ  
のいろいろ刈りながらデータが出てくるという機械を説明してもらって、最先  
端の農機具を見せていただいて研修をしてきたところでもあります。そういった  
ことで、機会があれば、農業委員会としてもそういったところに出向いて研修  
すればいいんじゃないかなと思った次第であります。

きょうは総会ということでありますので、よろしくご協力お願いしたいと思  
います。きょうは大変ご苦労さまです。

目崎補佐 ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条  
の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、会長、よろしく  
お願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、6番 二宮啓一委員、17番 大野澤進委員の2名であります。出席者は19名中17名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第28回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、3番 江口益美委員、7番 高橋信夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正などはございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号23号から26号の4件で、田5筆 532.00㎡、畑2筆 221.00㎡、合計7筆 753.00㎡です。

受理番号23号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成6年ごろです。申請理由は、平成6年に住宅等を建設し、現在も宅地として利用しているため。

受理番号24号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成7年ごろです。申請理由は、平成7年ごろから農業機械が出入りできず休耕となり、現在は原野となっているためです。

受理番号25号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成4年ごろです。申請理由は、平成4年ごろより耕作を行っておらず、現在は原野となっているためです。

受理番号26号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成8年1月です。申請理由は、平成8年1月に作業場を建設し、現在も

宅地として利用しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

15番 (大橋久芳委員 挙手)

議長 15番。

15番 私に関する案件がありますので、退席させていただきます。

(大橋久芳委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号23号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長 永峯主査。

永峯主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号23号の1件についてです。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ3筆 3, 214.00㎡です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号23号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、受理番号23号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

(大橋久芳委員 入室)

議長 それでは、先の受理番号23号を除く受理番号20号から22号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)  
議 長 永峯主査。  
永峯主査 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。  
受理番号20号から22号の3件についてご説明いたします。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田15筆 16, 612.00㎡、畑10筆 2, 739.00㎡、合計25筆 19, 351.00㎡です。  
受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。  
受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。  
受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。  
以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全 委 員 なし。  
議 長 ないので、受理番号20号から22号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。  
全 委 員 異議なし。  
議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、受理番号20号から22号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。  
次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号55号から56号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)  
議 長 永峯主査。  
永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。  
受理番号55号から56号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田2筆 1, 311.00㎡、畑1筆 71.00㎡、合計3筆 1, 382.00㎡です。  
受理番号55号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。  
受理番号56号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(山王堂民榮委員 挙手)

1 6 番。

1 6 番 山王堂です。

議第2号、受理番号55号について、調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、面積は議案書記載のとおりです。調査は11月9日午後3時ごろ、申請人宅で申請人より行いました。申請地は〇〇地区にあります。受人の畑に入るための間口が狭いということで、道路に面している渡人の土地を買いたいということです。今後も効率的な利用を行う考えでいるということで、申請地も含め全ての農地を耕作することは確実です。また、耕作面積も30アール以上になりますので、下限面積にも問題はありません。申請地を買うことでほかの近隣農地の農作業の効率化などに支障を及ぼすおそれはなく、問題ないと考え、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長  
2 番  
議 長  
2 番

5 6 号。

(小関善隆委員 挙手)

2 番。

5 6 号についてご説明申し上げます。

渡人、〇〇〇〇さん、現在△△に住んでおられます。受人の△△△△さんに所有権の売買の移転での申請であります。面積、場所については記載のとおりであります。場所については、〇〇〇〇の△△△△がありますけれども、その国道を挟んだ東側に位置します。そこに昔というかちょっと前まで住宅がありまして、それが今更地になって、そのちょうど北のほうの一角にその田んぼがあります。代理人の〇〇行政書士に確認したところ、以前は申請人のお母さん、△△△△さんという人が所有していたんですけれども、そこを引っ越す際に、自分の宅地と共に農地を売買するため、第3条申請をしようとした矢先に△△さんが亡くなったということで、相続が完了したということで、この申請をしたという内容なようでありました。場所を確認したんですけれども、今までも〇〇さんが管理をしていて、ソバを作っていたようでした。ですので、荒らしてもいなく、そのまま管理をしていたという内容でありました。〇〇さんについては、兼業でありますけれども、ほかにも農地がありまして、ソバなんかを作っていて、一部作業委託の分もあります。自分できちっと管理してありますので、問題ないと思われま。

以上です。



議長 それでは、ただいまの受理番号55号から56号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号55号から56号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号4号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による自己所有農地の転用申請について、受理番号4号の1件で、地目、田のみ1筆 127.00㎡となります。

受理番号4号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は住宅敷地の拡張です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

なお、こちらの受理番号4号の転用事業ですが、昨年12月に既に転用の事業のほうに着工されております。その後、事業完了した後ですけれども、申請人から農地法の手続を経ないまま事業を行ってしまったという相談を受けまして、てんまつを記載しました始末書を提出していただいた上、こちらの第4条の申請を受け付けております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。

14番 (高橋祐弘委員 挙手)

議長 14番。

14番 高橋です。

私のほうから、受理番号4号について報告いたします。

申請地への住宅敷地を拡張するための申請です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりでございます。位置図をごらんになってください。申請地は○○○○から約400メートル東に下がったところ、△△△△の左側に位置するところでございます。申請地周辺は1種農地になっておりますが、既存住宅を利用するということで、既存敷地の2分の1を超えない範囲での施設を拡張する、既存敷地の拡張に該当します。それで、11月

7日に申請人の〇〇さんとお会いして、現地調査等を行ってきましたが、〇〇さんの話では、冬期間家の中で育てなければならない植物が多くあり、温室の必要性を急務に感じ、所有地に宅地と田の境がわからないまま工事を着工して完了したということで、深く反省していることを報告させていただきます。ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 それでは、ただいまの受理番号4号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号4号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 15番。

1 5 番 15番 大橋です。

私の案件がございますので、退席させていただきます。

(大橋久芳委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第4号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田4筆 4,080.00㎡、合計も同様です。

受理番号2号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、受理番号2号に

ついて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

大橋委員、入ってください。

(大橋久芳委員 入室)

議長 それでは、先の受理番号2号を除く受理番号1号から5号を上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議長 須貝主事。

須貝主事 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号を除く受理番号1号から5号までの計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ22筆 16,651.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による新規の賃貸借権設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号2号を除く受理番号1号から5号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、受理番号2号を除く受理番号1号から5号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。受理番号1号から2号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長 永峯主査。

永峯主査 議第5号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行ってい

ることの証明願がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号から2号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号1号 申請人 ○○○○ ○○○○、被相続人 △△、相続年月日平成16年2月6日。

受理番号2号 申請人 ○○○○ ○○○○、被相続人 △△、相続年月日平成13年2月17日。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7番。

7 番 7番 高橋です。

受理番号1号について調査結果を報告いたします。

申請人は、○○○○、△△△△さんです。この申請は3年に一度ありますので、私が担当になってから3度目の調査になります。申請された田んぼ、畑とも全て耕作されております。問題ないと思われまふ。よろしくお願ひします。

議 長 続いて、2号。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2 番 受理番号2号についてご説明申し上げます。

申請人は、○○の△△△△さんであります。現在は、お勤めを退職されていて専業で農作業に従事してござりまして、間違いなく農業経営をやってるところでありますので、問題ありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号から2号について、意見並びに質問はありますか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から2号について、証明相当と認め、議案書のとおり本委員会が証明することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第5号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり本委員会が証明することに決定いたしました。

以上で本日の提出議題についての審議は終了しましたが、その他、皆様から何かござりませんか。

3 番 (江口益美委員 挙手)

議 長  
3 番

3番。  
3番 江口です。

きのう、おとといと農業農村整備の集いということで、土地改良区として全国から集まったわけでありましてけれども、「農を守り、地方を創る予算の確保に向けて」というところで、初日は地元代議士、鈴木憲和先生の事務所にお伺いいたしまして、我々の思いを伝えながら要請活動を行ってきました。置賜は鈴木憲和先生でありますけれども、庄内は加藤鮎子先生のところに、こういった同じような文章で要請活動をしてきたということでもあります。

2日目には、財務省、そして農林水産省に出向きまして、そこでも、財務省では太田局長、本人と直接お会いしながら、要請文を、県土連の会長、佐具健全に当たりますけれども、それを朗読しながら要請活動を行ってきたというところでありまして、農林水産省では、伊東農林副大臣にお会いしながら要請をやってきたというところで、手応え的には、5,700億円というかその予算に到達するような思いで、大丈夫であろうというところでお伺いしたというふうに思っております。

そんなところで、我々が活動としてやってきたことを報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議 長  
3 番

あと、台風19号の置賜の被害を、ざっとわかる範囲で。

はい。この間も、農業委員会の農事相談のときにちょっと私も資料を見せていただいたんですけれども、ああいったところで被害の状況があるということでもありますけれども、今後まだ把握できていない部分につきましては、これから届け出があれば、そのようなところで対処するというところでありまして、国、県、そして土地改良区でできるような支派線などについては、今後、きょう、多分二宮委員と大野澤委員が米平でその会議がありまして、そこに出席しております。そこで各被害状況をさらに調査しながら、回復に向けながら話し合いをしていると思いますので、その結果がわかり次第、もう一回確認しながら報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

あと、その19号の被害に関連してですが、農林課のほうから、わら被害についてあったらということもありますので、そういった被害状況、あったところはありますか。

1 9 番  
議 長  
1 9 番

(田代昇一委員 挙手)

19番。  
19番 田代です。

私の窪田地区は米沢市の一番北の端で、最終的に流れてきた水は白竜湖まで行くという土地です。国道13号線の東側に下窪田という土地がありまして、

そこがぐっと低くなっております。その東側が最上川だと。そこには、8つだか9つの樋管があると。どこから始まってどこまでだかという、下水道処理場のあたりからずっと下流に向かって、糠野目橋あたりまでに国交省が管理する樋管があると。そこには地元の人たちが2名で国交省から委託を受けていると。ところが、そのうちの1つが米沢市土木課の管理樋管というかゲートだと。当日は、担当されている方が農水省から電話が来て閉めたという事実が記録ではあるけれども、土木課が所管しているところは、その形跡がないと。維持管理組合の組合長が土木課に電話をしたけれども、何だか要領を得なかったというふうな時系列のことがあり、結果として、あふれた水で、水門を閉めたが一つ開いていたと。そこからすごい勢いで、先ほどお話ししました下窪田というところに、そのために農道が欠損したということがありまして、よその地区とは状況が違うのでいち早く、維持管理組合の組合長含めいろいろ奔走しました。

まず、農林課に行きました。結論から言うと、農林課ではらちが明かんよと。それは土木課だべと。土木課へ行ったら、いやそれは危機管理室だべということで、一つの事実をたらい回しにされちゃうということがあり、ちょっと途中は端折りますが、先ほどお話がありました鈴木代議員、それと市長、副市長も来られて、その場を見た。これはひどいということから、対処せんといかんということが入って、先般の農事相談で書面を頂戴しました。結果としては、記録をしなさい、事実を報告しなさい、 $m^3$ 当たり金額は定かじゃないですが、5,000円の補助が出るということまで行きついたものだと思いますが、初めて私も文書とかそういうのを見て、ああこんな処置があるのかなと思いました。じゃあこの1 $m^3$ 当たり5,000円というものはどこまで適用になるのという、いと不思議に思います。

今、窪田の下窪田で処置しているのは、公のところに入ったわらだけです。それは農道に入った分とか、排水堀に落ちた分とかです。でも、わらは高いところから低いところに流れてきますので、いろんなところから流れてきました。私の田んぼにも来ました。個人所有物は個人ですものだと私は思っていましたので、熊手で集めて、燃えるものは燃やそう。あと、私の近所の人たちは、集めてトラクターの後ろにバケットをつけて、それをまた散らかしていたという行動をとっています。その個人的にとった行動は、記録は何もないんですよ。見ている人と本人の事実を告げるだけだと。そうした場合に、今回処置されているような内容はどこまでの裾野なんだということがよくわからないと。

あともう一つは、何で今ごろなのと。事実はまだ既に1カ月近く前に過ぎているのに、何で今ごろ尻に火がついたような状態ですの。これからもう

いう天災事はあると思いますが、この場では決定できませんと思いますけれども、一つの流れとして、いち早く対処をと。一つは、災害は事前防止、未然防止が全体の八、九割方だと言っておられますが、結果は必ずこうなってきたときにさてどうするべということを、今回何十年かに一遍の契機として、次回同じようなことになったときに、ああこれはこうすべきだった、ああすべきだというふうな礎にしていきたいなど。

結果として、末端まで通知がありませんから、皆さんがやられていた努力は、自分のものは自分でしたと。でも、その自分でしたものが、本当は自分が所有していたわらかどうかなんて誰もわかりませんよ。一番下まで来ますから。そんなことで窪田のほうは対処しているというのが全体の八、九割方であると。皆さんの手元にある写真は、本当に作業の最後のところに集積になったものをみんなでやったと。その集めたわらも、さてどうするべ、こうすんべ、ああすんべって、本当にぐるぐる回るうちに、神社の敷地内に持っていったということが今までの経過です。

窪田だけのことで申しわけないんですが、経過の報告ということにさせていただきます。

以上です。

議 長 　　ということで、下窪田のほうでそういった被害があったということで、その官地、水路とか農道に上がった部分は、5,000円という対象になるんですか。（「初めてこの間農事相談で見たんで」の声あり）農林課へ申請するんだな。

3 番 　　（江口益美委員 挙手）

議 長 　　3番。

3 番 　　実はその話も、今ほど出ていた中で、加藤鮎子先生が環境大臣政務官だか、そっちのほうでしょう。その要請のときにも、そういったところ、大変あるという情報があったものですから、その辺で出したいというふうな前向きな姿勢でおられましたので。

要は、今言った記録だよ。やっぱりそれがないとなかなか大変な部分があると思います。（「記憶はいっぱいあるんだ」の声あり）領収書、記憶じゃなくて記録と、やっぱり写真。そういったものがどうしても、国、県ではどうしても、農地・水もそうですけれども、それがどうしても基準ということになりますので、しょうがないから、やったところはちょっとしたところでもいいから写真を撮っていただいて、やりましたというところを残してもらえれば、多分出るというふうに思いますので。

議 長 　　いろいろ調べて取り組んでいただきたいと思います。

そのほか皆さんからありませんか。

9 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 9 番。

9 番 9 番 上村です。

先月の総会で、りんご団地ののり面が地すべりしたというようなことをご報告申しあげましたけれども、その後、農林課、あとはJAさん、県のほうと復旧といたしますかそういったものに向けて協議しているわけなんです、どうやら規模が規模だけに、激甚災害というかそういった形での復旧を申請したらどうかということまで行っています。なので、きょうの朝もそうだったんですけども、崩れた周辺の草刈りとか、灌木というか雑木の伐採とか、そういったものを組合員総出で作業してきたんですが、やっぱり草なんか刈ってきれいになると、崩れた場所がはっきりしましたので、結構大規模に崩れているかなみたいな形でした。

今月の26日あたりにそういった審査というんですか、事業採択というか、そういった審査があるという段取りらしいので、どうやら何とか復旧できるのではないかという、地元負担もほとんどなく復旧できる見込みがやっとなつてまいりました。報告です。

議 長 ありがとうございます。そのほかありますか。

二宮委員、きょうの話し合いでその水害の結果とか、わかる範囲で。

6 番 (二宮啓一委員 挙手)

議 長 6 番。

6 番 6 番 二宮です。遅くなりまして。

13日の台風については、15日に災害対策本部を立ち上げまして対応しました。なかなか被害状況も明らかになるまでは時間がかかったわけですけども、東山を中心にこの被害が大きかったようだということでもあります。そして、被害を大きくした原因の一つは排わら、それが排水に支障を来したということが大きな原因ではないかなということでありました。

それで、対策本部を解散し、その後の事業は維持管理組合に引き継がれまして、きょうの会議となったわけでありまして。地元の多面的機能支払制度のほうで対応できるものはその制度を利用して、さっきのお話にもありましたわらの処理については、1㎡5,000円ということで、これは自分のわらは対象にならないということで、(「区別つかない」の声あり)あくまでも農道または畦畔にたまったわら、それも運んだものを写真に撮って、大体このぐらいで1㎡だ、2㎡だということで計算して申請してもらえればということでもあります。これもなかなか大変なことではないかなと思っております。

あとの対策については、幹線排水路、そして幹線用水路については、土地改良区で対応します。あとの支派線水路については地元の対応、そして県と市、



県が100分の20、市が100分の30ぐらいの割合で、今申請できることは片っ端から申請していくような段取りであります。

あとは、その激甚災害指定ということも出ましたが、これにはなかなか時間がかかりまして、査定が12月の中旬ごろになるそうであります。それに間に合わせての申請ということになりますが、査定が12月に終わりました、工事に入るのが今年度中に入れるかどうか。その辺もなかなか大変時間がかかりますので。

そんなことできょうの会議を終わったところであります。

議長　　そうすると、排水路が埋まったり壊れた場合は、県と市で100分の20、30と出して、半分助成が出るというような。

6番議長　　それも協議をこれからしていくということです。

6番議長　　協議をしていく。

6番議長　　まだ不透明なものであります。

3番議長　　そういったものは、やっぱり農林課で被害を認めなければ出ないですよ。

それに、要求するには、まず測量、試算という経費はやっぱり地元負担になりますので。100万円の事業に対して、測量、試算の経費が200万円もかかったんでは意味がないということになりますから。

議長　　じゃあその辺農林課等と連絡をとりながら、被害のあった地区については申請なりをしていただきたいと思います。

そのほかございませんか。

では、ないようですので、以上で本日の第28回米沢市農業委員会定例総会を閉会といたします。

閉会　　午前10時05分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年11月13日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

江口 益美

議事録署名委員

高橋 信夫